

本院における手術件数（令和 6 年 1 月～令和 6 年 1 2 月）

（医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む）に掲げる手術）

手 術 名		件 数
区分 1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	134
	イ 黄斑下手術等	339
	ウ 鼓室形成手術等	57
	エ 肺悪性腫瘍手術等	182
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術，肺静脈隔離術	269
	計	981
区分 2	ア 靱帯断裂形成手術等	29
	イ 水頭症手術等	103
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	37
	エ 尿道形成手術等	31
	オ 角膜移植術	17
	カ 肝切除術等	99
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	47
	計	363
区分 3	ア 上顎骨形成術等	94
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	43
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	15
	エ 母指化手術等	10
	オ 内反足手術等	2
	カ 食道切除再建術等	3
	キ 同種死体腎移植術等	36
	計	203
区分 4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	440
	計	440
その他の区分	ア 人工関節置換術	116
	イ 乳児外科施設基準対象手術	37
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む）	76
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	294
	オ 経皮的冠動脈形成術 うち（１）急性心筋梗塞に対するもの：7 件 （２）不安定狭心症に対するもの：2 件 （３）その他のもの：17 件	26
	オ 経皮的冠動脈粥種切除術	0
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術 うち（１）急性心筋梗塞に対するもの：45 件 （２）不安定狭心症に対するもの：14 件 （３）その他のもの：127 件	186
	計	735